

株式の併合に関する事前開示書面

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める事前開示事項)

INEST 株式会社

2025 年 6 月 10 日

東京都豊島区東池袋一丁目 25 番 9 号
INEST 株式会社
代表取締役 小泉 まり

株式の併合に関する事前開示書面 (会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める事前開示事項)

当社は、2025 年 5 月 26 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決定いたしました。
本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 9 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

15 株を 1 株に併合します。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」といいます。）

2025 年 10 月 1 日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

22,867,920 株

2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について 15 株を 1 株に併合するものです。

当社の発行済株式総数は、2025 年 3 月 31 日現在、109,596,485 株となっており、当社の事業規模と比較して多い状態にあると考えております。また、当社の市場株価は 2 桁台で推移しており、比較的低位水準にあります。このような状況下では、株価変動の最小単位である 1 円あたりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の不安定な動きを招きやすいため、株主の皆様にとっても無視できないものであり、当社における重要な課題と認識しております。

本株式併合により、株価水準の適正化と発行済株式数の削減を図り、株主の皆様にとっての投資環境の安定化を目的としています。これらの背景を踏まえ、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しています。

3. 一株に満たない端数の処理の方法に関する事項等

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法に基づき、当社がそれらを一括して処分し、その処分により得られた金銭（売却代金等）を端数が生じた株主様に対して、当該端数の割合に応じてお支払いいたします。支払額は、処分日又は買取日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値を基準とした算出による予定です。

なお、端数により株式を保有しなくなる株主様が発生する可能性があります。可能な限り公正な算定方法とすることで不利益の緩和を図ります。

4. 会社法施行規則第 33 条の 9 第 2 号に掲げる事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

以上